

# 日本歯科大学新潟生命歯学部動物実験実習実施細則

制 定 平成 29 年 1 月 1 日

(趣 旨)

**第1条** この細則は、学部学生を対象とした実習における哺乳類の動物実験に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実験場所)

**第2条** 動物実験は、「日本歯科大学新潟生命歯学部動物実験規程」(以下「規程」という。)第 14 条に基づく申請によって、学長が承認した所定の実習室で行うものとする。

(実習室の整備事項)

**第3条** 実験動物が逸走しても室外に逃走できないネズミ返しを設け、窓や排水溝を閉鎖できる構造であること。

2 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒ができる構造であること。

(動物実験計画書)

**第4条** 動物実験計画書は、規程 9 条の規定により作成し、学長の承認を得なければならない。

(実験動物)

**第5条** 生物科学施設利用マニュアルで定めた品質の実験動物(以下「動物」という。)を使用すること。

2 動物は、実験責任者が直接発注し、購入する。

3 発注後、直ちに実験動物移動届(様式-2)に所定の事項を記入し、実験予定日の 1 週間前までに飼養保管施設の長に提出する。

4 発注した動物は、納入業者から直接生物科学施設へ搬入しなければならない。

5 実験責任者又は飼養保管施設の長は、動物到着後、発注者名等を確認のうえ受領しなければならない。

6 飼養保管施設の長は、実習室へ搬出する動物数と、実習室で安楽死させた後廃棄するために生物科学施設へ再搬入する動物数を数え、逸走動物のないことを確認しなければならない。

7 生物科学施設から搬出した生きた動物は、再搬入してはならない。

8 実験責任者は、動物を実習室で飼養保管してはならない。

(動物実験上の注意)

**第6条** 実習室の出入口は、実験中閉鎖すること。なお、室内外への入出は、ネズミ返しを越えて行う。

2 窓や排水溝は閉鎖すること。

3 病原体等を用いた感染実験は行わないこと。

4 遺伝子組換え動物を用いた実験を行わないこと。

(履行結果の報告)

**第7条** 実験責任者は、動物実験を履行した後、その履行結果並びに成果等について動物実験履行結果報告書を動

物実験委員会に提出しなければならない。

(咬傷等事故への対応)

**第8条** 実験実施者は、動物による咬傷及び針刺しをした場合は、直ちに次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 受傷後水道水を流しながら受傷部位をよく洗浄すること。
- (2) ポビドンヨード液などで消毒すること。
- (3) バンドエイド<sup>®</sup>を貼付すること。
- (4) 医科病院で応急処置を受けること。
- (5) 必要に応じて、医師の診察を受けること。

2 実験責任者は、受傷日時、受傷者名、受傷部位、受傷の程度、受傷後の対応と経過などの報告書を作成し、動物実験履行結果報告書に添付すること。

(実験動物逸走時の対応)

**第9条** 実験動物施設規程(以下「施設規程」という。)第10条の規定を準用する。

(緊急時の対応)

**第10条** 施設規程第11条の規定および「日本歯科大学新潟生命歯学部生物科学施設緊急時対応マニュアル」を準用する。

(教育訓練)

**第11条** 実験責任者は、実験実施者に対して動物実験等に従事する前に教育訓練を行わなければならない。

2 教育訓練の内容は、次の事項とする。

- (1) 動物実験を行う意義と心構え
- (2) 倫理的な動物実験の基本理念(例えば3R等)
- (3) 動物実験に当たっての注意事項(例えば廃棄物の処理等)
- (4) 動物の扱い方
- (5) 注射等
- (6) その他

(雑 側)

**第12条** この細則の改正は、動物実験委員会の議を経て学長が決定する。

附 則

この細則は、平成29年1月1日から施行する。